

令和7年度「ひなたゼロカーボン加速化事業補助金」

～よくある質問（6月20日更新）～

共通

問 申請書を配布している窓口はありますか。

答 配布は行っていないため、システムトップページからダウンロードしてください。

問 電子メールや郵送での申請は受け付けていないのですか。

答 原則、システムによる申請に限っておりますが、事情によりシステムの操作ができない場合は、例外的に郵送等による申請を受け付けます。

問 消費税はどのように扱えばいいですか。

答 消費税は補助対象外ですので、事業費から除外してください。

問 国や市町村などの補助金と併用できますか。

答 併用しようとしている補助金等によって対応が異なりますので、国又は市町村の事業担当窓口に事前にお問い合わせください。特に国の補助金について、本事業は国庫を財源としておりますので、補助対象（事業区分）の範囲が重なる場合は併用できません。

（例）子育てグリーン住宅支援事業、給湯省エネ事業、先進的窓リノベ事業、DR 補助金

問 交付決定前にどこまで事業を進められますか。

答 見積書までです。交付決定の前に、契約書や発注書などの契約行為・工事着手を行ったときは補助対象外となります。

問 見積書の提出にあたり、何社からの見積りが必要ですか。（6月10日更新）

答 蓄電池、高効率給湯器導入（事業者のみ）、断熱改修については、2社以上の見積りを提出してください。それ以外の区分においては1社見積りで構いません。

なお、蓄電池については、下記の条件を満たす価格の蓄電池システムの見積りの場合は1社見積りでも構いません。また、条件を満たすよう努めたが調達することが難しい場合は、別添「目標価格での調達に関する申立書」を提出していただくことで1社見積りでも可とします。

ただし、事務局の判断により、すべての区分において追加の見積りをいただく場合があります。

- ・個人の場合：1kWhあたり12.5万円以下（工事費込み）
- ・事業者の場合：1kWhあたり11.9万円以下（工事費込み）

問 事業者の場合、複数の施設での事業を申請することは問題ないですか。

答 問題ありません。その場合は、事業計画書に併記するとともに、各事業場所に係る必要書類が実績報告の際に漏れなく提出できるよう準備してください。ただし、あまりに大規模な事業

を申請される場合は、上限額を設けるなどの措置をとる可能性があります。

問 補助金の申請にあたり、「交付要綱」や「よくある質問」以外に確認しなければならない規定はありますか。

答 要綱第1条に記載のとおり、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号）及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年環政計発第2203303号）を確認してください。特に、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領の別紙2「交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）」に記載の要件等を、十分に御確認ください。

問 交付決定後に機器の変更はできますか。

答 交付決定を受けた機器が生産停止となり入手困難である等の正当な理由がある場合は、補助要件を満たした機器に限り変更できます。ただし、変更後の機器が補助要件を満たさない場合は、補助金の交付は取消となります。

なお、交付申請書類に変更があり補助対象経費に20%以上の増減がある場合は、事前に、交付要綱様式第3号「補助対象事業変更承認申請書」の提出が必要です。

変更の際は、必ず事前に事務局へご連絡ください。

問 ローンやクレジットによる支払いは補助対象となりますか。

答 原則、いかなる支払い方法の場合でも、1月28日までに支払い・引き落としが完了した上で実績報告を提出出来ない場合は、補助対象となりません。

ただし、例外的に、初めから設備が申請者の所有となるローン・融資の契約である場合に限り、全ての支払いが完了していなくても補助対象として認めます。その場合は、申請者とローン会社等との契約書類及びローン会社等から施工事業者への支払いの証拠書類を提出してください。

問 申請者と支払者の名義が違う場合も対象ですか。

答 対象外です。申請、契約、支払いまで全て同一名義である必要があります。

問 事業計画書・実績報告書に記入する「事業完了日」とは何を指しますか。

答 「事業完了日」とは、工事・支払い共に完了した日です。事業計画書には計画時の完了予定日、実績報告書には、完工日・支払完了日のいずれか遅い方を記入してください。

太陽光発電設備・蓄電池

問 設置したばかりの設備や現在設置工事中の設備も対象になりますか。

答 この事業は、新たに太陽光パネル等を設置しようとする取組を支援するものですので、交付申請書を提出し、県から交付決定を受けた後に契約等を行ったものが対象となります。そのため、すでに契約締結や設置工事等に着手している場合は対象外となります。次の表をご確認ください。

例 1	例 2	例 3
10月20日 契約	10月20日 交付申請	10月20日 交付申請
11月2日 交付申請	10月25日 契約	11月2日 交付決定
	11月2日 交付決定	11月4日 契約
×	×	○

問 新築の家・事業所に設置する場合も対象となりますか。

答 新築の家・事業所に設置する場合も対象となります。ただし、交付決定前に太陽光パネル設置工事を含む契約を行っている場合は対象外となります。

なお、その場合も、1月28日までに施工・支払い等を完了し、事業完了報告を提出いただく必要がございますので、ご注意ください。

×	例 1	交付決定前に、家新築（パネル設置工事含む）を契約
○	例 2	交付決定後に、家新築（パネル設置工事含む）を契約
○	例 3	交付決定前に家新築を契約したが、交付決定後にパネル設置工事を別途契約

新築の場合は建築物の確認済証または確認申請書の写しを添付してください。また、建売または中古の物件の購入など、前述の書類が準備できない場合は、登記完了証等、物件の所有者と住所が確認できる書類を添付してください。（申請時に提出が必要です。）

問 設置できる太陽光パネルに上限はありますか。

答 具体的な上限はありませんが、自家消費を目的とした太陽光パネルの設置が対象となります。そのため、必要に応じて電気料金の請求書等を確認させていただき、自家消費の範囲内（電力使用量 \geq 発電見込み量）で交付決定させていただく場合があります。

問 補助金額算定に用いる太陽光発電設備の出力(kW)はどのように考えれば良いですか。

答 設置しようとする太陽光パネルの JIS などに基づく公称最大出力の合計値と、パワーコンディショナーの定格出力を比較して、低い方の値を計算の基準値としてください。ただし、いずれも小数点以下を切り捨てた値としてください。なお、計画書には両方の記載欄がありますので、必ず両方とも記載してください。

問 補助要件の判定に用いる蓄電池の蓄電容量(kWh)はどのように考えれば良いですか。

答 設置しようとする蓄電池の定格容量の小数点第二位以下を切り捨てた値を基準値としてください。

問 蓄電池を太陽光パネルとセットで導入する場合に容量の上限はありますか。

答 具体的な上限はありませんが、接続する太陽光パネルから十分に蓄電が可能で、かつ当該蓄

電システムに蓄えた電気を全量活用できる容量の導入に限り補助対象とします。

その場合、申請書類と合わせて、シミュレーション資料（1日の蓄電と放電のサイクルのわかるもの）をご提出ください。

問 太陽光発電設備で発電した電力の余剰分の売電は認められないのですか。

答 本事業により導入した設備が発電した電力については、自家消費が前提であり、売電を前提とした設備導入や、電力使用量のピークに合わせた設計など日常的に余剰電力が発生することが事前に確認できる設備導入は、補助対象外となります。

しかしながら、一時的に発生する余剰電力について、相対・自由契約により売電することは認められます。ただし、FIT売電（固定価格買取制度の認定を受けての売電）は認められません。

問 BCP とは何ですか。

答 災害時等の事業継続のための計画です。内閣府のホームページに概要やガイドライン等が掲載されています。なお、BCP は個別の実情に応じて策定いただくものですので、本事業において特に求めている基準等はありません。

※事業継続力強化計画書とは異なりますのでご注意ください。

問 脱炭素経営支援事業とは何ですか。

答 「GHG見える化事業」、「脱炭素経営推進事業」及び「脱炭素社会に向けたモデル企業育成事業」のことです。

問 既存設備の撤去費用も対象となりますか。

答 新たな設置や増設を対象としておりますので、既存設備を撤去するような場合は、そもそも支援の対象外となります。

問 可搬式の設備は対象となりますか。

答 太陽光発電設備と蓄電池同時導入、蓄電池単体 共通で、対象外となります。

また、プラグインソーラー、ポータブル蓄電池、非常用を目的とした蓄電池も対象外となります。

問 蓄電池の増設は対象となりますか。（6月10日追記）

答 対象となります。ただし、本事業で対象とする蓄電池については、蓄電池部とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムが対象であり、蓄電池システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして導入する場合があります。従って、蓄電池部のみなどシステムパッケージの一部のみの増設は対象外です。

（蓄電池単体の場合）

問 蓄電池のみ設置しようとする場合は既に太陽光パネルが設置してある必要がありますか。

答 当該蓄電池が太陽光発電設備と接続する場合に限り、補助対象とします。そのため、太陽光発電設備が設置済み、又は、設置工事が契約済みであることが必要となります。

問 太陽光発電設備が設置済、又は、設置予定の場合に提出すべき書類は何ですか。

答 すでに設置済みの場合は、設置工事に係る契約書、又は、九州電力等の電力会社へ売電していることが確認できる書類が必要です。設置予定の場合は、太陽光発電設備の設置工事に係る契約書を提出してください。

問 既設の太陽光発電設備がFIT契約の場合も対象となりますか。

答 FIT契約をしている場合においても、余剰電力や卒FIT後の電力の自家消費が見込まれる場合は対象となります。そのため、補助対象設備を導入する建物と同一の建物の屋根や駐車場などの敷地内に、太陽光発電設備が設置されている場合に限りです。

なお、接続する太陽光パネルから十分に蓄電が可能で、かつ当該蓄電システムに蓄えた電気を全量活用できる容量の導入に限り補助対象とします。

その場合、申請書類と合わせて、シミュレーション資料（1日の蓄電と放電のサイクルのわかるもの）をご提出ください。

高効率給湯器

問 電気でお湯を沸かすタイプ（エコキュート等）の設備も対象となりますか。

答 エコキュートのようにお湯を沸かすだけのタイプの設備は対象外となり、電気と熱の両方を供給できるタイプ（エネファーム）が対象となります。

問 エコキュートからの更新も対象となりますか。

答 対象外です。化石燃料を用いるタイプの給湯器からの更新が対象となります。また、既存のガス給湯器に発電システムを追加するなど、熱電併給を可能にする工事も対象とします。

問 新築の家に導入する場合も対象となりますか。

答 既存の設備を更新する場合を対象としておりますので、新築住宅の場合、対象外となります。

問 既存のガスボイラー等の設備の処分費用も対象となりますか。

答 既存の設備の処分費用は対象外です。そのため、工事費の見積書については、設置工事費だけのもの、又は、設置費用と撤去費用の区別がわかるものを提出してください。

問 エネファーム設置場所の基礎工事も対象となりますか。

答 新しい設備の導入に最低限必要な基礎工事は対象とします。

窓ガラスの断熱改修

問 熱貫流率とは何ですか。

答 窓ガラスと窓枠の組み合わせにより算定される断熱性能を示す数値のことです。

なお、ガラスとサッシを別々に仕入れるなど、購入時点で熱貫流率が算定できない場合については、組み合わせることにより熱貫流率2.3以下の断熱性能を満たすことができれば補助対象とします。その際は、見積書に各設備の熱貫流率を記載するとともに、製品カタログの写しなど、導入する設備の熱貫流率が確認できる資料を提出してください。

問 既存の窓ガラスに内窓（うちまど）を追加設置する費用も対象となりますか。

答 内窓の設置も、建物の外皮部分（外気に接する部分）との組み合わせにより二重窓としてみなし、設置・施工費用を補助対象とします。その他、ガラス部分のみの交換やカバー工法による窓の取付けも対象としております。ただし、いずれの場合も、熱貫流率2.3以下の断熱性能を満たすことが確認できる資料を提示できる場合に限りです。

問 新築の家に導入する場合も対象となりますか。

答 既存の窓ガラスの改修のみを対象としておりますので、新築住宅の場合、対象外となります。

問 店舗や事務所との併用となっている家に導入する場合も対象となりますか。

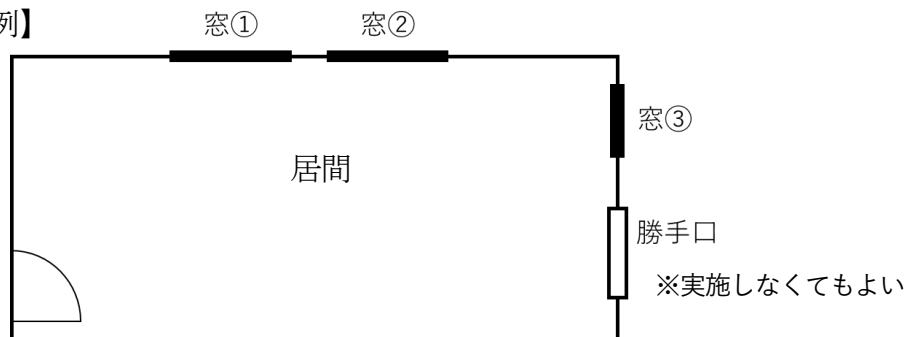
答 専用住宅であることを条件としており、店舗、事務所等との併用となっている住居への導入は対象外です。

問 一つだけの窓を改修する費用も対象となりますか。

答 対象外です。居間または主たる居室を実施範囲に含み、かつ、改修する居室等の外皮部分（外気に接する部分）全てに設置・施工する場合が補助対象となります。

また、上記の要件を満たすことを確認させていただくため、間取り図を簡易的に図示いただくとともに、対象の窓の位置と対応するように見積書にも番号（①～）を記載してください。

【図示例】



問 勝手口や特殊な窓の改修をしない場合、対象となりませんか。

答 勝手口を改修しない場合も対象となります。なお、勝手口を改修する場合、ガラス面積がドア面積の50%以上であれば補助対象とすることができます（熱貫流率の要件を満たす場合に限る）。

また、300×200mm 以下のガラスを用いた窓や、換気を目的としたジャロジー窓等を改修しない場合も対象となります。なお、勝手口と同様に、熱貫流率の要件を満たす場合は改修費用を補助対象とすることができます。

問 既存の窓ガラスの処分費用も対象となりますか。

答 既存の窓ガラスの処分費用は対象外です。

LED照明

問 新築の事業所に導入する場合も対象となりますか。

答 既存の設備を更新する場合を対象としておりますので、新築建物の場合、新規の導入になるため対象外となります。

問 既存のLED照明を更新する場合も対象となりますか。

答 対象外となります。蛍光灯または水銀灯などのLED以外の照明設備からの更新のみ対象となります。

問 増設する場合も対象となりますか。

答 増設分は対象外となります。ただし、LED照明に変更することで、発光効率向上による数量の削減は対象となります。

問 工事を伴わない管球交換等も対象となりますか。

答 器具全体をLED設備に置き換えるものが対象となりますので、工事を伴わない管球交換等は対象外となります。

問 既存の蛍光灯の撤去費用も対象となりますか。

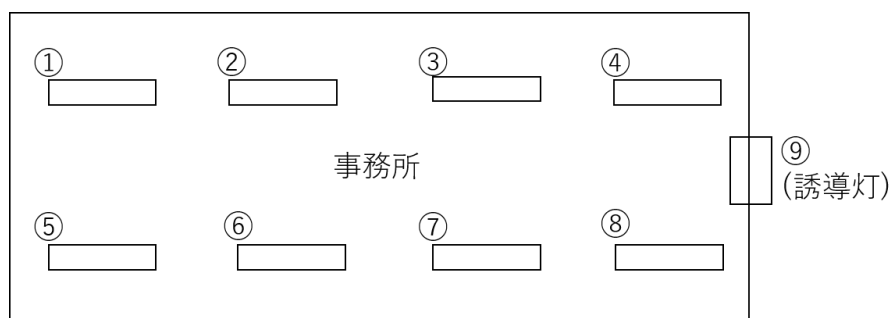
答 既存の設備の撤去に伴う工事費用は対象となります。ただし、産業廃棄費用や搬出運搬費用などの処分費用は対象外です。

問 申請時に、見積書以外に提出するものはありますか。

答 交換前（施工前）の写真・型番の分かる写真を提出してください。

また、設置図を簡易的に図示いただくとともに、対象の設置位置と対応するように見積書にも番号（①～）を記載してください。

【図示例】



問 賃貸マンションまたはアパート等の共用部分の設備を更新する場合は対象ですか。（6月10日追記）

答 共用部分の照明設備に係る電気料金を居住者が負担している場合は補助対象外となります。申請者が建物の所有者及び、照明設備の所有者であり、かつ電気料金を負担している場合に限り対象とします。その場合は、電気料金の領収書又は請求書を御提出ください。

問 社員寮や学生寮は対象ですか。（6月20日追記）

答 社員寮や学生寮は主たる事業で使用する建物の設備ではないことから補助対象外となります。

問 1灯とはLED電球1本のことですか。（6月20日追記）

答 1灯とは、1基（照明器具全体）のことです。

例) 蛍光灯2本タイプの照明器具に対し、LED2本タイプの照明器具に更新したい場合
→LEDを2本更新したとしても、照明器具全体の数である1灯（1基）で算定します。

※ この他にも、問い合わせの多い質問については随時、追加更新します

※ 募集期間中に表現等を修正する可能性もありますのでご了承ください

～実績報告にふさわしい写真の例～

実績報告に添付する写真は、以下の例を参考に撮影してください。

- ・設置前、設置後の両方の写真を提出してください。
- ・施工の情報（撮影日、施工場所住所、案件名 ●●様邸）を記載したボード等とともに撮影してください。

【太陽光発電設備】

○良い例



- ↑○パネル全体が確認できる
- 建物も写っており識別が可能



- ↑○周辺の建物により識別が可能
(屋根上から撮影する場合)

×よくない例



- ←×パネル全体が確認できない
(設置枚数の確認が出来ない)
- ×建物の識別ができない

【蓄電池】○良い例 ※コージェネレーション(給湯器)、窓ガラスも同様です



- ↑○全景写真



- ↑○機器の型番が確認できる写真

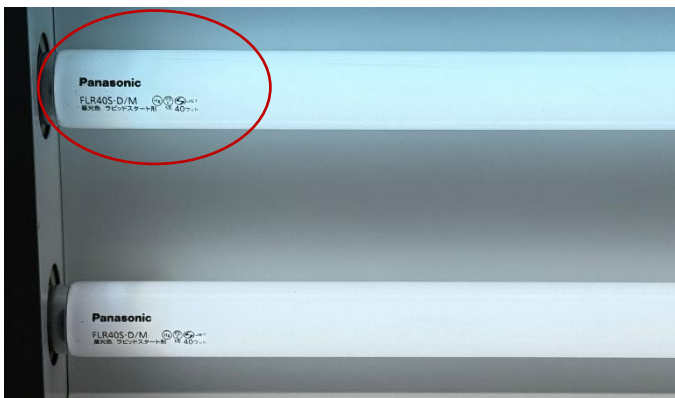
【LED照明】

施工前

※設置前の写真は、申請時に提出が必要です。



- ①更新前の設備（蛍光灯や水銀灯）の全景が分かる
 - ②更新前の設備の台数が分かる
 - ③型番が確認できる
- ※見積書に対象の番号を記載すること



←更新前・更新後ともに、
型番の確認ができる写真を添付すること

施工後



- ①更新後の設備（LED）の全景が分かる
 - ②更新後の設備（LED）の台数が分かる
 - ③更新する設備（LED）の小計/総台数分表示がある
 - ④型番が確認できる
- ※契約書に対象の番号を記載すること